

## 平成31年1月善通寺市農業委員会次第

日時：平成31年1月24日

場所：善通寺市役所3階大会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案

議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. そ の 他

次回開催 2月21日(木) 13時30分～

現地調査 同 日 9時～

農業相談 同 日 10時～

6. 閉 会

平成31年1月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 平成31年1月24日（木）13時20分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員, 5 松本健委員,  
6 立石泰夫会長, 7 藪内實委員, 8 南光紀夫委員,  
9 堀家重孝委員, 10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員,  
12 瀬川治会長職務代理者, 13 穂山信雄委員, 14 森江正男委員
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 1 宮崎勇委員
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 局長 平田 和明, 係長 小林 正季
8. 議案等 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について  
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

9. 議 事  
局 長

皆様こんにちは。本年もどうぞよろしく申し上げます。定刻より少し早いですが、皆様お揃いになりましたので、ただいまより平成31年1月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。なお、本日は宮崎委員より欠席の連絡を受けておりますのでご報告させていただきます。それでは、立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

1月の末になりましたが、今年初めてと言うことで、皆様どうもあけましておめでとうございます。旧年中はいろいろとお世話になり、大変ありがとうございました。また今年も1年間農業委員会はいろいろとあると思いますが、今年もよろしく願いしたらと思います。それでは、早速ですが今月の定例会を始めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

局 長

ありがとうございました。それでは議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

はい。それでは議事に入ります前に、皆様の一つお願いがあります。ここ何回かの委員会で見ておりましたところ、委員会中に携帯が鳴るとか携帯電話に出るとかということが見受けられました。委員会は厳正なものなので、一応そういうことは絶対やめていただきたいと思います。会議に入る前には携帯の電源を切るかマナーモードにしておいてください。そしてどうしても会議中に携帯に出ないといけない場合は、速やかに外に出て対応するなどの対応をするということでもよろしく申し上げます。それでは早速議事に入りたいと思いますが、議事に入ります前に、本日の議事録署名人には、議席第3番の原委員さんと、第4番の三原委員さんの両名、よろしく申し上げます。それでは、議案の審議に入りたいと思います。議案第1号の農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について、議案書の1ページで、2件の案件でございます。

番号1ですが、貸人、〇〇〇〇様、借人、〇〇〇〇様、残存小作権の合意による解約の案件でございます。本件は同議案の番号2と関連しておりまして、本件の貸人と借人の農家はお互いに一方が地主で一方が小作人となっている農地について残存小作権を有しております。それぞれの申請人は高齢であることもあり、今のうちに後の世代のために農地の権利関係を整理しておくことで話がまとまり、今般、残存小作権を合意解約するものであります。本件は、〇〇〇〇町字〇〇〇〇番、〇〇、〇〇〇〇〇㎡について残存小作権の解約を行うものであり、離作補償はありません。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。なお解約後は、貸人が自作することとあります。

次に番号2ですが、貸人、〇〇〇様、借人、被相続人、〇〇〇様、相続人、〇〇〇様、残存小作権の合意による解約の案件でございます。本件は先ほどご

説明申し上げた同議案の番号1と関連しております。解約理由については先ほどの説明の通りでありますので、本件での説明は割愛させていただきます。本件は、〇〇〇町字〇〇番〇、〇〇〇、〇〇〇㎡について残存小作権の解約を行うものであり、離作補償はありません。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。なお解約後は、貸人が自作することです。

今月は以上の2件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告について、皆様方のほうから何かご意見、ご質問ございましたら、承りたいと思います。いかがでございましょうか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、第1号議案に関しましては、通知のとおり受理してよろしいでしょうか。

(全委員 異議無し)

会 長

それでは、第1号議案につきましては、受理することに決定いたします。続きまして議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

それでは議案第2号、農地法第3条第1項の許可申請について、議案書の2ページから3ページの案件で〇件の案件でございます。

番号1ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件は譲渡人の要望により、所有権移転の許可を願ひ出るものであります。譲渡人は市内に〇反ほどの農地を所有しており、本申請地は〇〇〇年に取得しておりますが、現在〇〇歳で高齢化に伴う労力不足により、本申請地は現在、休耕地の状態であります。一方譲受人の西山氏は、市内で〇〇を越える農地を耕作しております。譲渡人は今後の農地の管理に苦慮してい

たことから、隣接農地の所有者である譲受人に本申請地を買ってもらえないか相談していたところ、今般売買の話がまとまったため、所有権移転の許可申請を行うものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇番〇〇, 〇〇, 〇〇〇㎡, 同所〇〇〇番〇〇, 〇〇, 〇〇㎡の計〇〇〇㎡について、所有権移転売買を行うものであります。本申請地は譲受人が耕作している複数の農地に接していることから、譲受人は本申請地を取得することで、周辺農地との一体利用が可能となり、耕作の利便性も向上します。また譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、本市内での総経営農地は〇〇を超えていることなどから、下限面積要件を満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けするとのことであります。

次に番号2ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人は本申請地を相続により取得しておりますが、現在は〇〇〇に居住していることから、耕作はできないため、本申請地は休耕地の状態であります。一方譲受人の〇〇〇氏は、家族〇〇人でほぼ年間を通じて農業を営んでいる農家であり、借入農地を含め市内で〇〇〇〇程度の農地を耕作しており、水稻や野菜を作付けしています。譲渡人は今後の農地の管理に苦慮していたことから、譲受人に本申請地を買ってもらえないか相談していたところ、経営規模の拡大を望む譲受人との話がまとまったため、所有権移転の許可申請を行うものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇番〇, 〇, 〇〇〇㎡, 同所〇〇〇番〇, 〇, 〇〇〇〇㎡, 同所〇〇〇番〇, 〇, 〇〇〇㎡, 同所〇〇〇番〇, 〇, 〇〇〇㎡, 〇〇町字〇〇〇〇〇番〇, 〇, 〇〇〇㎡, 〇〇町字〇〇〇〇〇番〇, 〇, 〇〇〇㎡の計〇〇〇〇㎡について、所有権移転売買を行うものであります。本申請地は譲受人が耕作している農地に比較的近い場所に位置しておりますことから、経営規模の拡大を望む譲受人にとっては耕作に便利であることや、譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、本市内での総経営農地は1町を超えていることなどから、下限面積要件を満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稻を作付けするとのことであります。

次に番号3ですが、譲渡人、〇〇〇様、譲受人、〇〇〇様、所有権移転贈与の案件でございます。本件の譲渡人と譲受人は実の親子の関係であります。譲受

人は本市内にて〇〇程度の農地を妻と父親である譲渡人と一緒に耕作し、主に水稲、野菜を作付けしております。譲渡人である〇〇〇氏は現在〇〇歳と高齢であることから、今般父から息子へ農地を贈与するため、所有権移転の許可申請を行うものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇番〇, 〇, 〇〇〇㎡, 同所〇〇〇番〇, 〇, 〇〇㎡の合計〇〇〇㎡について、所有権移転贈与を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、本市内での総経営農地は〇〇を超えていることなどから、下限面積要件を満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には継続して水稲や野菜を作付けするとのことであります。

次に番号4ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人と譲受人は親戚の関係であります。譲渡人が本市内に所有する農地は本申請地だけであり、本申請地には現在みかんが植えられておりますが、譲渡人は〇〇〇〇に居住していることから、作業をするにも不便であったとのことであります。一方譲受人の藤田氏は、現在会社員ですが、兼業にて祖父母及び母の家族4人で農業を営んでおります。本申請地は譲受人世帯が所有する農地に近く、譲受人はみかんを作付けしていることもあり、すでにみかんが作付けされている本申請地について、譲渡人は親戚である譲受人に本申請地を買ってもらえないか相談していたところ、今般売買の話がまとまったため、所有権移転の許可申請を行うものであります。本申請は〇〇〇町字〇〇〇〇〇番〇, 〇, 〇〇〇㎡について、所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、本市内での総経営農地は〇〇〇〇㎡で下限面積要件を満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地にはこれまでどおり、みかんを作付けするとのことであります。

次に番号5ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人は〇〇〇〇年に相続により本申請地を取得しておりますが、現在〇〇〇〇に居住しており、また農業の経験もあまりないことから、本申請地は現在休耕地の状態であります。一方譲受人の〇〇氏は、市内で約〇〇の農地を耕作しておりますが、本申請地は譲受人が耕作している農地に近いこともあり、経営規模の拡大を望む譲受人にとって、耕作の便も良

いことから、今般売買の話がまとまり、本申請に至ったものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇番〇, 〇, 〇〇〇㎡, 同所〇〇〇番〇〇, 〇, 〇〇〇〇㎡について、所有権移転売買を行うものであります。本件の譲渡人は今後本市に居住する予定はないとのことであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、本市内での総経営農地は〇〇〇〇㎡と下限面積要件を満たしていることなどから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稻を作付けするとのことであります。

以上〇件、登記地目は〇が〇〇筆、面積は〇〇〇〇㎡の案件であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の〇ページで、〇件の案件でございます。

それでは番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇様、宅地拡張で無断転用の案件でございます。本件の申請人の〇〇氏は〇〇〇に居住しており、本申請地の隣にある実家へは年に数回帰省しているとのことであります。本申請地が無断転用されてしまった経緯ですが、申請人は〇〇〇年の道路拡幅工事の際に自宅への進入路が狭かったことから、本申請地を造成し、進入路としてしまったとのこと

であります。そして、農地法を熟知していなかったことから、その際、本来行わなければならない転用申請をしていないため、現在無断転用に至っているものであります。また今回の申請に至った経緯ですが、申請者が数ヶ月前に事務局窓口で別の農地の件で相談に訪れた際、本申請地が無断転用であることが判明したため、できるだけ早く是正するよう申請者に対して指導を行ったところ、近いうちに是正しますとのことでした。そして今般準備が整ったため、追認の許可申請をするものであります。本申請は、〇〇町字〇〇〇〇番〇、登記地目が〇、現況地目が〇〇である〇〇〇㎡に隣接する宅地〇〇〇〇㎡を併せ利用地として、無断転用を是正する追認許可の申請を行うものであります。本申請地は平成元年に舗装されて進入路として今も利用している状態であり、申請人は農地法を熟知していなかったことから、転用申請の手続きを怠り、現在に至っているわけでありましたが、始末書にて反省の念を示していることから許可もやむを得ないと考えます。なお、本申請地は、農業振興地域外の第2種農地であります。

次に番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇様、住宅拡張で無断転用の案件でございます。本件の申請人の〇〇氏は〇〇町に居住しており、市内では〇〇〇〇の農地を耕作している農家であります。〇〇も所有して〇〇も行っている農家でもあります。本申請地が無断転用に至った経緯ですが、申請人は〇〇〇〇に現在の宅地部分にあわせて〇〇と〇〇を建築してしまいましたが、農地法を熟知していなかったことから、その際に本来行わなければならない転用申請をしていないため、今般追認の許可申請を行うものであります。本申請は、〇〇町字〇〇〇〇番〇、登記地目が〇、現況地目が〇〇である〇〇〇㎡に隣接する宅地〇〇〇.〇〇㎡を併せ利用地として、〇〇、〇〇、〇〇の〇〇〇.〇〇㎡を建築してしまったものについて無断転用を是正する追認許可の申請をするものであります。本申請地には〇〇〇〇年に〇〇と〇〇を建築し、現在も利用している状態であり、申請人は農地法を熟知していなかったことから、転用申請の手続きを怠り、現在に至っているわけでありませんが、始末書にて反省の念を示していることから許可もやむを得ないと考えます。なお、本申請地は、〇〇〇〇〇〇の第〇種農地であります。

以上〇件、登記地目は、〇が〇筆、〇が〇筆、転用面積は〇〇〇㎡の案件であ



り、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号〇ですが、〇〇町ですので、川田委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

川田委員

今日は宮崎委員が欠席ですので私の方から報告させていただきます。去る〇月〇〇日に〇名で現地確認をいたしました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。次に番号〇ですが、〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

南光委員

〇月〇〇日に〇名で現地調査を行いました。何も問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第4条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。

局 長

はい、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の○ページから○ページで、○件の案件でございます。

それでは番号○ですが、譲渡人、○○○○様、○○○○様、○○○○様、○○○○様、○○○○様、○○○○様、譲受人、一般社団法人○○○○○○○○○○、代表理事、○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。

本件は広面積の案件になります。本件の譲渡人は6名おりますが、そのうち○名は○○に居住しており、本申請地を相続により取得しておりますが、耕作はできないため、本申請地は休耕地の状態であります。また残りの○名は市内に居住しておりますが、一部は休耕地の状態のところもあります。一方譲受人である○○○○○○○○○○○○○○○○○○は、○○○に主たる事務所を置き、健康管理を通じて健康の増進、疾病の予防及び生活の質の向上を促進し、社会の福祉に貢献することを目的として、主に健康診断などの健康管理に関する事業を営んでいる法人であります。本計画が必要となった理由ですが、譲受人の事業所のある土地が賃借地であることや、事業の拡大を検討しているとのことでありまして、現在の事業用地では健康診断用のバス置場が不足していること、また事業所自体の建物も古いため、立て替えを検討していることによるものであります。譲受人はこれまで○○○○で候補地を探していましたが、地権者の同意が得られないなどで希望の面積を満たす用地の選定に難航しておりましたが、今般本申請地において、地権者の同意も得られ、また農振除外の見込みもあることから、本申請地を計画地として選定し、農業振興地域からの除外手続き申請を経て、本転用申請に及んだものであります。本申請は○○町字○○○番○、登記及び現況地目が○である○○○㎡、同所○番○、登記及び現況地目が○である○○㎡、同所○番○、登記及び現況地目が○である○○㎡、同所○番○、登記及び現況地目が○である○○○㎡、同所○番○、登記及び現況地目が○である○○㎡、同所○番○、登記及び現況地目が○である○○○㎡、同所○番○、登記及び現況地目が○である○○㎡、同所○番○、登記及び現況地目が○である○○○㎡、同所○番○、登記及び現況地目が○である○○㎡、同所○番○、登記及び現況地目が○である○○○㎡の計○○○○.○○㎡に、隣

接する宅地等〇〇〇. 〇〇㎡を併せ利用地として、〇〇〇及び〇〇〇〇〇建て  
〇棟〇〇〇. 〇〇㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。  
本申請地は、転用面積が1000㎡を超えているため、都市計画法第29条の  
開発行為の許可が必要な案件であります。開発許可申請については、現在、  
土木都市計画課と協議をすすめているとのことであります。また転用面積が2  
000㎡を超えているため、今月高松市において香川県農業会議が開催する常  
設審議委員会にも諮る案件でもあります。本件はかなりの広面積の案件である  
ため、許可に至るまでにはいろいろと手続きがありますが、提出書類等の不備  
も特になくことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。な  
お本申請地のうち〇〇筆は農業振興地域外の第〇種農地ですが、1筆は昨年〇  
〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農  
地であります。

次に番号〇ですが、貸人、〇〇〇〇様、借人、〇〇〇様、使用貸借権設定の案  
件でございます。本件の貸人と借人は実の親子の関係であります。借人である  
〇〇〇氏は、現在、〇〇〇〇の借家にて家族〇人で暮らしておりますが、子供  
の成長に伴い、今の住居では手狭になってきたことから、新居の建築を計画し  
たとのことであります。また、借人は以前から焼き菓子やケーキ等の洋菓子の  
製造販売をしており、これまでは実家で小規模にしていたとのことですが、今  
般本格的に洋菓子作りをしたいと思い、洋菓子店を開店することを計画し、店  
舗併用住宅を建築する計画を立て、貸人である父が所有する農地のうち、実家  
に近い本申請地を計画地として選定したとのことであります。本申請は〇〇町  
字〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が〇である〇〇〇㎡に、店舗併用住宅〇  
棟〇〇建〇〇〇. 〇〇㎡を建築することを目的として転用申請するものであり  
ます。本申請地の周囲は宅地等に囲まれており、南側は市道〇〇〇〇線に面し、  
提出書類等の不備も特になくことから、本転用について、特に問題は無いと考  
えております。なお、本申請地は昨年〇〇月〇日に農業振興地域整備計画変更  
に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売  
買の案件でございます。本件の譲受人である〇〇氏は、中村町に主たる事業所  
を置く、株式会社〇〇の取締役であります。本計画が必要になった経緯ですが、

譲受人が取締役を務める株式会社〇〇は2交代制で従業員が〇〇〇名おりますが、従業員用駐車場が〇〇台しかないことから、昼間の従業員の駐車場が不足している状態であること、また来年度には愛媛県エリアの某コンビニへの商品納入が決まっており、それに伴う業務量増加に対応するため、新たに〇〇名程度の新規従業員を確保しなければならず、現状のままでは駐車場事情が厳しいことから、譲受人が本申請地を取得して、麵棒に賃貸しすることで、駐車場不足の問題を解消するため、本計画を立てたものであります。これまで譲受人は工場の近くで必要な台数を確保できる宅地や雑種地を探しましたが、土地所有者の合意が得られなかったとのことであります。そのため、株式会社〇〇から南東〇〇〇メートル以内の距離にあり、かつ規模的にも不足台数を補える本申請地を計画地として選定し、今般土地所有者の合意が得られたため、本転用申請に及んだものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が〇である〇〇〇〇㎡について、駐車場用地として利用することを目的として転用申請するものであり、提出書類等の不備も特になくことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお本申請地は昨年〇〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏は〇〇〇〇に居住しており、所有する農地は本申請地を含めて〇筆であります。一方譲受人である〇〇氏は、〇〇〇〇に主たる事業所を置き、主に土木建築業を営んでいる〇〇〇〇株式会社の代表取締役であります。本計画が必要になった経緯ですが、〇〇〇〇がこれまで使用していた駐車場兼車両置場が県道〇〇〇〇〇線の拡幅工事により使用できなくなったことや、従業員の増加に伴い、作業場も確保しなければならなくなったことから、以前に駐車場として使用していたところを作業場として利用することにしたことにより、新たな駐車場兼車両置場が必要となり、本申請地を譲受人が取得して、自身が代表取締役を務める〇〇〇〇〇〇に駐車場として貸す計画を立てたものであります。本申請地は〇〇〇〇〇の事業所に隣接していることから、駐車場兼車両置場としては最適であることから候補地として選定し、土地所有者の合意が得られたため、本転用申請に及んだものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇, 登記及び現況地目が〇である〇〇〇m<sup>2</sup>に隣接する宅地〇〇〇m<sup>2</sup>を併せ利用地として, 貸駐車場として利用することを目的として転用申請するものであり, 提出書類等の不備も特になくことから, 本転用について, 特に問題は無いと考えております。なお本申請地は昨年〇〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

以上〇件, 登記地目は, 田が〇〇筆, 畑が〇筆, 転用面積は〇〇〇〇. 〇〇m<sup>2</sup>の案件であり, 県知事へは, 許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので, よろしくご審議賜りますよう, お願い申し上げます。

会 長

ただ今, 事務局より説明のありました案件について, 地元の委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号〇と〇ですが, 〇〇町ですので, 〇〇地区にお住まいの委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

南光委員

番号〇の案件ですが, 〇名で〇月〇〇日に現地確認をしました。何も問題は無いと思いますのでよろしくお願い致します。また番号〇の案件も同様に何も問題無いと思います。よろしくご審議お願い致します。

会 長

ありがとうございました。ただいま, 地元の農業委員さんは, 特段問題ないと言うことです。次に番号〇ですが, 〇〇町ですので〇〇地区の委員さんさんにご意見をお聞きしたいと思います。

瀬川委員

はい。先日, 地元委員〇人で現地を確認してきました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願い致します。

会 長

ありがとうございました。ただいま, 地元の農業委員さんは, 特段問題ないと言うことです。次に番号〇ですが, 〇〇町ですので〇〇地区の委員さんさんにご意見をお聞きしたいと思います。

森江委員

〇〇日の日に〇〇〇〇委員と〇人で、現地で協議をしました。特段問題は無い  
と思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言  
うことです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはござい  
ますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、農地法第5  
条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

以上で本日の議案審議については、全て終了いたしました。

それでは、これで1月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうも  
ありがとうございました。

閉会時刻 14時05分 終了